

認知症対応型共同生活介護
(高齢者グループホーム)

＜重要事項説明書＞

令和 6年 8月1日

社会福祉法人せんだん会 やすぎの郷

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム絆（きずな）

〒692-0011

島根県安来市安来町970-1

電話 (0854) 23-0731

(0854) 23-8181

FAX (0854) 23-0732

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

【グループホーム絆の理念】

一人ひとりの個性を尊重し、互いに助け合い、アットホームで笑顔あふれる居心地の良い環境づくりを支援します。

【事業所の方針・目的】

利用者一人ひとりの人格を尊重し、地域の中にあって共同生活を営みながら、地域活動への参加を図りつつ、家庭的な環境の中で日常生活の援助を行うことにより、その人らしい安心と尊厳のある生活が送れるように支援します。

【事業所概要】 (当事業所は介護保険の指定を受けております。)

- * 事業者番号 第3290200058号
- * 名称 グループホーム絆 (きずな)
- * 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- * 開設者・代表者 社会福祉法人せんだん会 理事長 杉原 建
- * 開設年月日 平成24年 4月 1日
* 介護予防は平成27年5月1日認可
- * 所在地 〒692-0011 島根県安来市安来町970-1
電話 0854-23-0731
0854-23-8181
FAX 0854-23-0732
- * 定員 1ユニットあたり 9名 合計18名
- * 協力病院 安来第一病院 0854-22-3411
仲佐歯科医院 0854-22-1515

*** 職員配置**

職 種	員 数	職務内容
管理者	1	施設長の命を受け職員を指導監督し、その業務を統括する。
計画作成担当者	2 (2)	入所者の面接、身上調査並び認知症対応型共同生活介護計画書の作成等に従事する。
介護職員	14	入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
(うち介護福祉士)	(11)	
(本体施設との兼務する職種)		
施設長	(1)	理事長の命を受け管理者を監督する。
事務長・事務員	(3)	庶務並び会計事務に従事する。
看護職員	1 (3)	利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
管理栄養士	(2)	利用者の食事の献立の作成、調理給食の指導に当たる。
調理員	(14)	給食業務に従事する。

【サービスの内容】

*** 入居サービス**

①日常生活の援助

日常動作能力に応じて、必要な介助を行います。

②健康管理

血圧測定など利用者の全身状態の把握し、病状が変化し重度になった場合、利用者本人、ご家族の意向、及び主治医の診断や指導に基づき可能な限り対応します。

③機能訓練

利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。また外出の機会の確保、その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

④食事支援

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 食事の準備、後片付け等を利用者と共同で行います。

⑤入浴支援

- ・ 入浴又は清拭を希望、必要に応じて行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

⑥排泄支援

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

【ご利用の手続き】

利用をご希望の方は、介護認定を受けられ主治医の診断を受けて頂き、所定の入所申込書を提出し、担当者による聞き取りを行います。その後、入所の要否が決まります。

事業実施地域 . . . 安来市 （左記以外の方はご利用できません）

【利用に必要な持ち物】

日常着（私服）、ねまき、下着類、上履、歯ブラシ、くし、タオル、バスタオル、洗体用タオル、箸、湯呑み、茶碗、汁椀、服薬中の薬、ゴミ箱、電気カミソリ、その他身の回りの品等。

アテント、パットについても持込みとなります。

（持ち物に対して、丁寧に取り扱いを心掛けておりますが、破損したり、紛失したりすることがありますが、ご了承頂けますようお願いいたします）

※消耗品はなくなりましたら、連絡しますので、ご持参下さい。

介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・後期高齢者医療被保険者証・減額証等
その他手帳等（利用の際、事務所へ提出ください）

*保険証等の変更・更新があった場合は都度、事務所へご提出ください。

グループホーム絆での生活について

グループホーム絆ではその人らしい暮らしができるようにケアを行います。

居室が入居者の方の家になるように家で使用されていたタンスなどの家具や飾り・写真などを持ってきていただきたいです。

食事においても馴染みのある湯飲みや箸などで食事をして頂きたいと考えています。

<持ってきて頂きたいもの>

- ・タンスなどの家具類
- ・写真や賞状、居室の飾りの物
- ・ゴミ箱
- ・コップ（湯飲み）
- ・箸、スプーン

※以前家で使用されていたものや家にあるものでかまいません。

【洗濯】

基本的に、洗濯物は施設で洗濯しております。

*洗濯出来ない物（毛布等）は、ご家庭でお願いします。出来ない場合は、個人負担（実費）にて業者に委託します。

下着、衣服等には、必ずわかりやすい場所へ名前を書いておいてください。

*衣類、下着等は5～6枚程度用意して下さい。

*フェースタオル5～6枚 / バスタオル3枚

*季節に合わせ、衣替え（衣類の入れ替え等）お願いいたします。

*必要に応じて毛布やタオルケットをご持参下さい。

＜寝具は事業所提供となります＞

・セーター类等洗濯には充分注意しますが、縮むこともありますので、ご了承ください。

安 来 太 郎

【利用料】

利用料については、別紙（利用料金表）を参照して下さい。

お支払い方法については、1ヶ月毎に計算しご請求いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・金融機関口座からの自動引き落とし（振替日15日）*休日の場合は翌日（山陰合同銀行、島根銀行、郵便局、やすぎ農業協同組合）
- ・事業所受付窓口での現金支払い

【事業所内の規則】

次のことをお守り下さい。

(1) 面会時間は原則として朝8時から夜7時までをお願いいたします。ご都合をつけていつでもお越し下さい。玄関施錠している場合は、インターホンで呼び出してください。

*面会される方は、玄関に設置してある面会票の記入をお願いいたします。

*面会制限及びマスク着用依頼することがあります。

(2) 食事時間は次のとおりです。

朝 食	7時20分	～
昼 食	12時00分	～
夕 食	18時00分	～

*食事時間及び食事内容等ご要望がありましたら、ご相談下さい。

(3) 外出、外泊はサービスステーションにお知らせ下さい。

(4) 消灯時間は午後9時です。

(5) 電話は公衆電話をご利用下さい。

(6) 居室内での電気器具（テレビ・電気毛布など）の使用はサービスステーションに申し出て下さい。（使用の際は持ち込みとなります。）

- (7) 喫煙はご遠慮ください。(館内、全面禁煙となっております)
- (8) 危険物(カミソリ、はさみ、針、爪切り等)の持込みはお断りしております。
- (9) 許可なく、カメラや携帯電話等で写真・動画撮影を行うことはお控えください。また、インターネット上への投稿もご遠慮いただいております。
- (10) 施設内の出入口には防犯カメラを設置していますが、記録した映像は安全管理を目的とする場合のみ使用いたします。
- (11) 帰宅要求が強い時や不穏の場合に、ご家族の方にご協力いただく場合がありますので、ご了承ください。
- (12) 事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮下さい。
- (13) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。
- (14) 感染症等の疑いがある場合は、協力病院医師の指示により自己負担(実費)にて必要な検査を受けて頂きます。
- (15) 非常災害対策として、非常災害その他緊急の事態に備え、防災計画に基づき年2回以上の避難等の訓練を行います。
- (16) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- (17) 面会時の食品の持ち込みは自由ですが、管理上職員へ届出をお願いします。
- (18) 預り金は預り金規程に基づき、管理代行します。

【受診時の対応について】

基本的に入居にあたり、主治医を変更する必要はありません。

入所者の方が受診される場合はご家族の方がお付添い下さい。

*ただし、緊急時は職員が付添うこともあります。基本にご家族のお付添いが必要となりますので、搬送先又は施設へお越し下さい。

状態の変化に伴う受診をお願いすることがあります。

主治医による往診を受ける場合もあります。

【入院時の対応について】

医療行為が必要となり、1ヶ月以上入院される場合は、事業所を退所して頂くこととなります。

入院後明らかに退院が見込まれる場合は、入所者及びご家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図るよう努めます。

*一時的な入院等の場合でも、家賃、光熱水費は頂きます。

【緊急時の対応について】

- 1) サービス提供時において入所者の症状の急変、体調、健康状態によっては、主治医又は協力病院医師の指示により、ご家族の了解を得る前に必要な処置を講じることがあります。
- 2) 申込時より住所、電話番号等連絡先の変更があった場合は、必ず事業所へお知らせ下さい。
- 3) 急を要する際は、直ちに救急車に連絡をし、ご家族に連絡します。

緊急時の 連絡先	氏名	関係	住所	電話（携帯）
	主治医			
	緊急搬送病院			

【医療・介護事故発生時の対応】

1) 初動体制

- ・医療・介護事故が発生した際には、医師、看護師等の連携の下に救命処置を行う。
- ・家族に連絡、主治医に連絡し、指示に従う。
- ・主治医へ受診、又は往診を依頼する。
- ・緊急を要する場合には救急搬送する。
- ・重大事故の発生に備え、ショックや心停止に直ちに対応できる体制を整備する。

2) 医療・介護事故の報告

- ・事業所内における報告手順と対応

ア. 医療・介護事故が発生した場合は直ちに管理者、並びに事業所長に報告する。

イ. 事業所長は報告を受けた事項について、事故の重大性を勘案し、その都度理事長に報告する。

ウ. 報告は、文章（「AD報告書」様式は別紙）により行う。

ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で報告し、文章による報告を速やかに行う。

なお、AD報告書の記載は下記の者が行う。

(1) 事故発生の当事者が明確な場合には、当該本人。

(2) その他の者が事故を発見した場合には、発見者とその職場の長が行う。

3) 利用者・家族への対応

- ア. 利用者に対しては誠心誠意治療に専念するとともに、利用者及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行う。
- イ. 利用者及び家族に対する事故の説明等は複数で行い、原則として事業所幹部職員が対応する。

【入所後のリスクについて】

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・当施設では原則的に拘束を行わないことから、転倒や転落による事故の可能性ががあります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離ができやすい状態にあります。
- ・高齢者の血管は脆く、軽度の打撲であっても皮下出血ができやすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の可能性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の主治医の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

【緊急時の同意書】

当施設では、緊急時の延命治療について意向をお伺いしております。別紙「緊急時の対応（同意書）」への記入ならびに署名・押印をお願いいたします。

【身元保証人について】

当施設では、利用契約締結にあたり、残置物の引取り、及び債務の保証人として身元保証人を立てていただきます。別紙契約書第 26 条に定める通り。

【運営推進会議の設置】

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域見識者、安来市職員等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

【第三者評価・外部評価】

実施年月日	令和5年12月14日
実施評価機関	運営推進会議にて
評価結果の開示	島根県ホームページ WAM-NET

*令和4年からは年に1度、運営推進会議を活用した外部評価を実施しております。

【相談・苦情窓口】

当事業所には、ご本人又はそのご家族に生じた様々な悩み、心配事等に対応する各職種の担当職員ならびに生活相談員がおりますので、お気軽にご相談下さい。なお、退所後の在宅支援サービスについては、介護支援専門員又は生活相談員がご相談に応じます。

苦情に対する窓口として、職場責任者をおき、責任者が不在の時は、誰でも対応できるようにするとともに、責任者に報告するようにしています。

1. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・苦情があった場合は、ただちに責任者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
 - ・事情を管理者に報告し、検討会議を行う
(検討会議を行わない場合も、管理者に処理結果を報告する)
 - ・検討の結果、即刻具体的な対応をする。
 - ・記録を残し、再発を防ぐために役立てる
2. 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等
 - ・責任者が詳しい事情を聞き、検討の結果、具体的な対応をとる。
 - ・相互に連絡体制を把握しておく。
3. その他参考事項
 - ・普段から苦情が出ないようなサービス提供を、職員一同心がける。

(責任者) 事業所長 (担当者) 管理者	梅林 大三郎 長谷部 ひづる	営業日 通年(365日) 営業時間 24時間対応 電話番号 (0854) 23-0731
-------------------------	-------------------	--

4. その他苦情、相談申立連絡先
 - ・ 安来市役所 介護保険課 (0854) 23-3290
 - ・ 島根県国民健康保険団体連合会 (0852) 21-2811
 - ・ 島根県運営適正化委員会 (0852) 32-5913
 - ・ その他住所地市町村 担当課
 - ・ 苦情相談員(第三者委員)
 - 山根良雄 電話 (0854) 22-1433
 - 今井任子 電話 (0854) 22-4536

5. 玄関ホールにご意見書を入れるポストを設置してありますので、ご活用下さい。

「 個人情報保護方針 」

当施設は、利用者様に安心、安全な生活をしていただけるよう日々努力を重ねております。「利用者様の個人情報」につきましても適切に保護し、管理することが非常に重要と考えております。そのため、当施設では以下のとおり個人情報保護方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集について

当施設は、利用者様の個人情報の収集にあたり、より良い介護・看護遂行のため必要に応じてやや立ち入った情報提供を求める場合もありますが、情報提供頂くご趣旨にご理解とご協力をお願いいたします。

その他の目的に個人情報を収集する場合は、収集目的をあらかじめお知らせし、了解を得た上で実施します。

2. 個人情報の利用及び提供について

当施設は、利用者様の個人情報の利用について、「当施設における利用者様の個人情報の利用目的」に定める範囲を超えて利用いたしません。また、以下の場合を除き利用者様の同意なく情報を第三者に提供いたしません。

◎ 利用者様の了解を得た場合

◎ 法令等により提供を要求された場合

3. 個人情報の適正管理について

当施設は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんまたは利用者様の個人情報への不正アクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当施設は、利用者様の個人情報について、利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「個人情報保護に関する法律」および内部の規則に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も調査し適切に対応いたします。

5. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当施設は、個人情報保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するために職員の教育研修を徹底し、個人情報保護の内部規則を継続的に見直し改善を図ります。

6. 問い合わせ窓口

当施設の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは以下の窓口でお受けいたします。

個人情報相談窓口 <やすぎの郷／グループホーム絆 事務所受付> 23-0731

<ローズガーデンやすぎ 事務所受付> 23-7170

第三者とは、情報主体（利用者様）および受領者（当施設）以外をいい、本来の利用目的に該当しないまたは情報主体（利用者様）によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人を指します。

この方針は、利用者様のみならず、当施設の職員および当施設と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取り扱います。

利用者様の個人情報保護についてのお知らせ

当施設では、利用者様が安心して介護を受けていただくために、安全な介護を提供するとともに、利用者様の個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組んでいます。

「個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。」

<個人情報の利用目的について>

- ・ 当施設では、利用者様の個人情報を「当施設における利用者様の個人情報保護の利用目的」に従って利用させていただくことがあります。これら以外の目的で利用させていただく必要がある生じた場合は、改めて利用者様から同意をいただきます。

<個人情報の開示・訂正・利用停止について>

- ・ 当施設では、利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。
- ・ 入所予定の変更、保険証等の確認等につきましても利用者様ご家族に連絡する場合があります。
- ・ 施設内での居室における氏名の掲示を望まれない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには氏名の掲示が望ましいです。
- ・ 施設における広報誌等に写真や氏名の掲示を望まれない場合には、お申し出ください。

当施設における利用者様の個人情報保護の利用目的

1. 施設内での利用

1. 利用者様に提供する介護・医療サービス（健康診断を含む）
2. 利用者様に係る管理運営業務・介護保険事務・入退所（入退居）等の情報管理・会計・経理
3. 介護・医療事故の未然防止等の分析・報告及び利用者様への介護・医療サービスの向上

2. 施設外への情報提供としての利用

1. 他の介護施設・協力病院・診療所・介護サービス事業者等との連携、照会への回答
2. 利用者様の診療等のため、外部医師等の意見・助言を求める場合
3. その他の業務委託
4. 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出、照会への回答
5. 社会福祉施設総合賠償保障共済等に係る専門の団体や保険会社等への相談または届出等
6. 第三者機関への質の向上安全確保、介護・医療事故対応、未然防止等のための報告

3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 当施設での学生等の施設内介護実習への協力
3. 介護・医療の質の向上を目的とした施設内外症例研究
4. 外部監査機関への情報提供

4. その他、上記内容に準ずる事項についての利用

1. 上記の情報提供についての同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意して頂けるものとして取り扱わせて頂きます。
3. 一度出された希望をいつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

お問い合わせ、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽におたずねください。

- ・ 特別養護老人ホームやすぎの郷／グループホーム絆 <事務所受付> 23-0731
- ・ ローズガーデンやすぎ <事務所受付> 23-7170

グループホーム絆 利用料金表(R6.8)

①介護保険給付サービス費

・1割負担の場合

介護度	標準 単位	サービス提 供体制強 化(Ⅱ)	合計 (1日)	×30日
要支援2	749	18	767	23,010円
介護度1	753	18	771	23,130円
介護度2	788	18	806	24,180円
介護度3	812	18	830	24,900円
介護度4	828	18	846	25,380円
介護度5	845	18	863	25,890円

・2割負担の場合

介護度	標準 単位	サービス提 供体制強 化(Ⅱ)	合計 (1日)	×30日
要支援2	1,498	36	1,534	46,020円
介護度1	1,506	36	1,542	46,260円
介護度2	1,576	36	1,612	48,360円
介護度3	1,624	36	1,660	49,800円
介護度4	1,656	36	1,692	50,760円
介護度5	1,690	36	1,726	51,780円

<その他の加算>

初期加算	30単位	入居した日から30日及び1ヶ月以上の入院後に再入居の場合
科学的介護推進体制加算	40単位	厚生労働省との連携により介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進
栄養管理体制加算	30単位	管理栄養士が介護職員への技術的助言や指導を行った場合
入退院支援	246単位	1ヶ月6日間を限度
認知症専門ケア (Ⅱ)	4単位	日常生活に支障をきたす恐れのある認知症の方の割合が1/2以上になった場合に、必要な要件、研修等計画実施した場合
認知症行動・心理症 状緊急対応	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当と判断した者に対し、7日を限度とし算定
若年性認知症 利用者受入	120単位	若年性認知症利用者の受入れを行った場合/認知症行動・心理症状緊急対応を取っている場合は算定不可
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅰ)	10単位	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、1年に1回以上の研修に参加している
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅱ)	5単位	感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている
退居時情報提供加 算	250単位	医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対して、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
新興感染症等 施設療養費	240単位	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応等を行う医療機関を確保し、入居者等に対して適切な介護サービスを行った場合に1月に1回連続する5日を限度とし算定

※介護職員等処遇改善加算Ⅰとして保険部分合計×18.6%が別途掛かります

②その他保険外利用料(設定金額)

室料	光熱水費(共益費)	食費	×30日(1ヶ月)
35,000円	10,000円	1日あたり (日割計算) 1,500円(内訳:朝400/昼550/夕550)	90,000円
45,000円			

※入院、外泊時について

室料、光熱水費(共益費)については、料金が発生いたします。

食費の負担はありませんが、1食でもご利用された場合は1日あたりの食費となります。

安来市による家賃・光熱水費の助成

【助成額上限】 助成額段階については市役所発行の通知書にて決定します

	負担軽減の対象者	助成額上限
第1段階	・高齢福祉年金の受給者 ・生活保護受給者	月額 13,000円 (日額430円)
第2段階	・本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が 年額80万円以下の方	月額 10,000円 (日額330円)
第3段階	・本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が 年額80万円を超える方	月額 6,000円 (日額200円)

※月の途中で利用開始または利用終了の場合は日額計算となります。

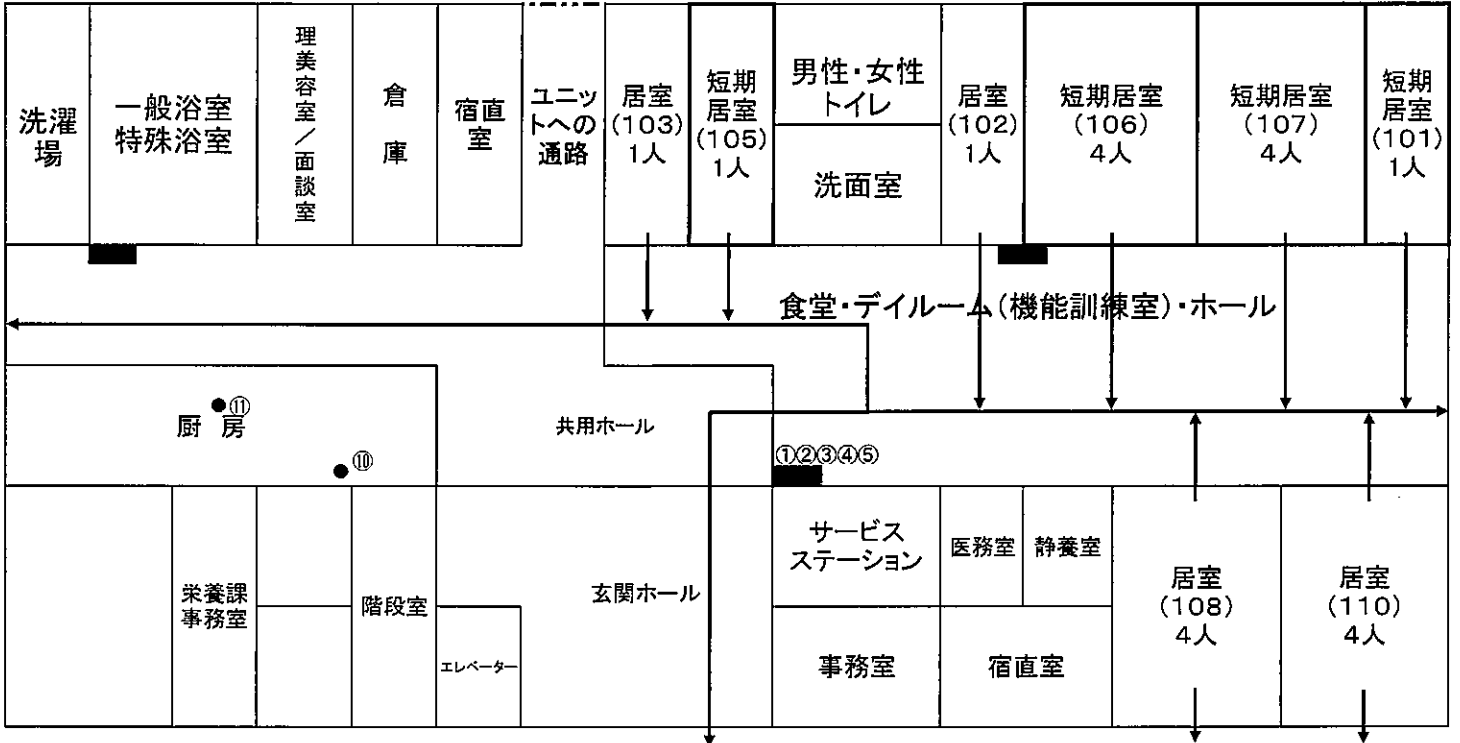
*実費負担

紙おむつ	インフルエンザ予防接種	外出・外食にかかった費用	医療費
日用品	本人の嗜好品	理美容代(第1月曜予定)	その他必要物品

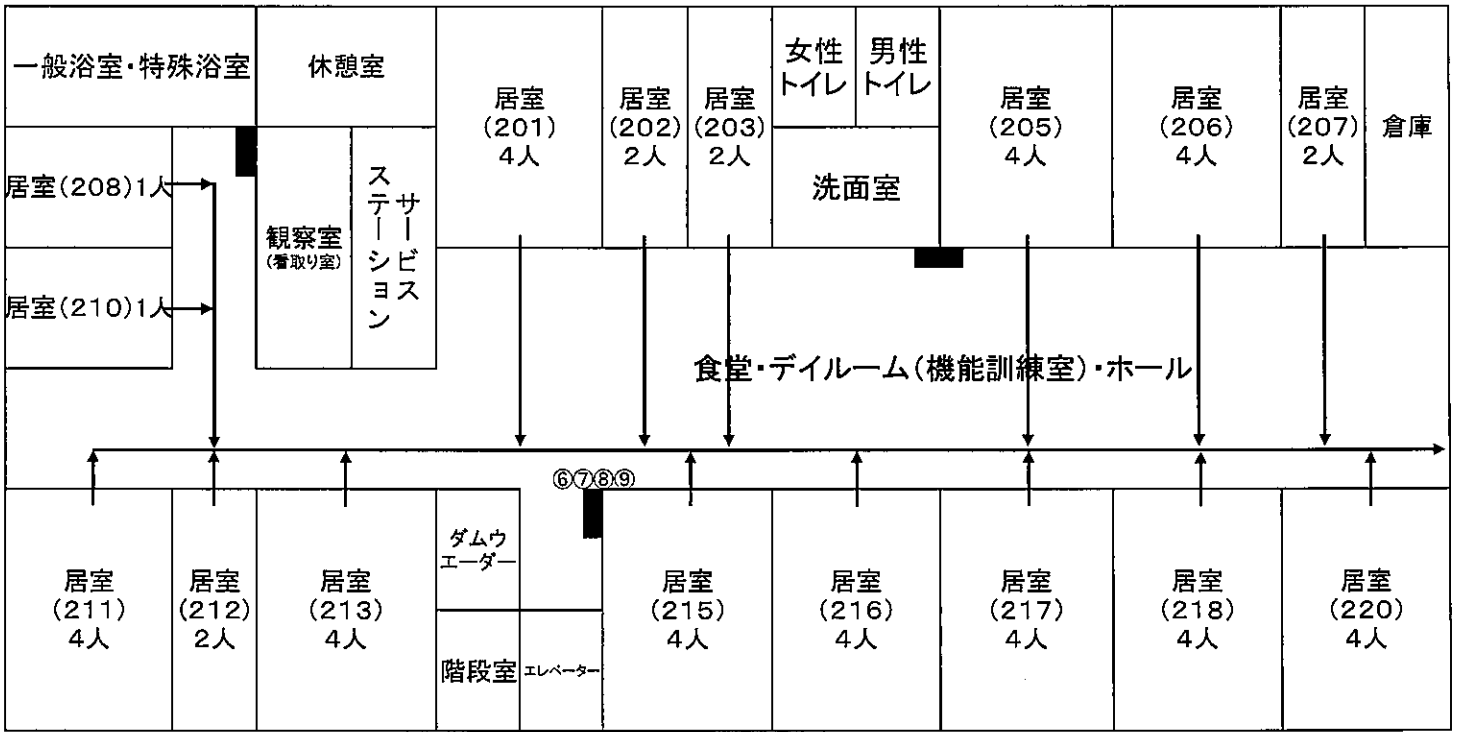
施設平面図

避難経路 →
 消火栓 ■
 消火器 ● ①~⑦(⑩,⑪は厨房)

1 階(特養入所10名/短期入所10名)



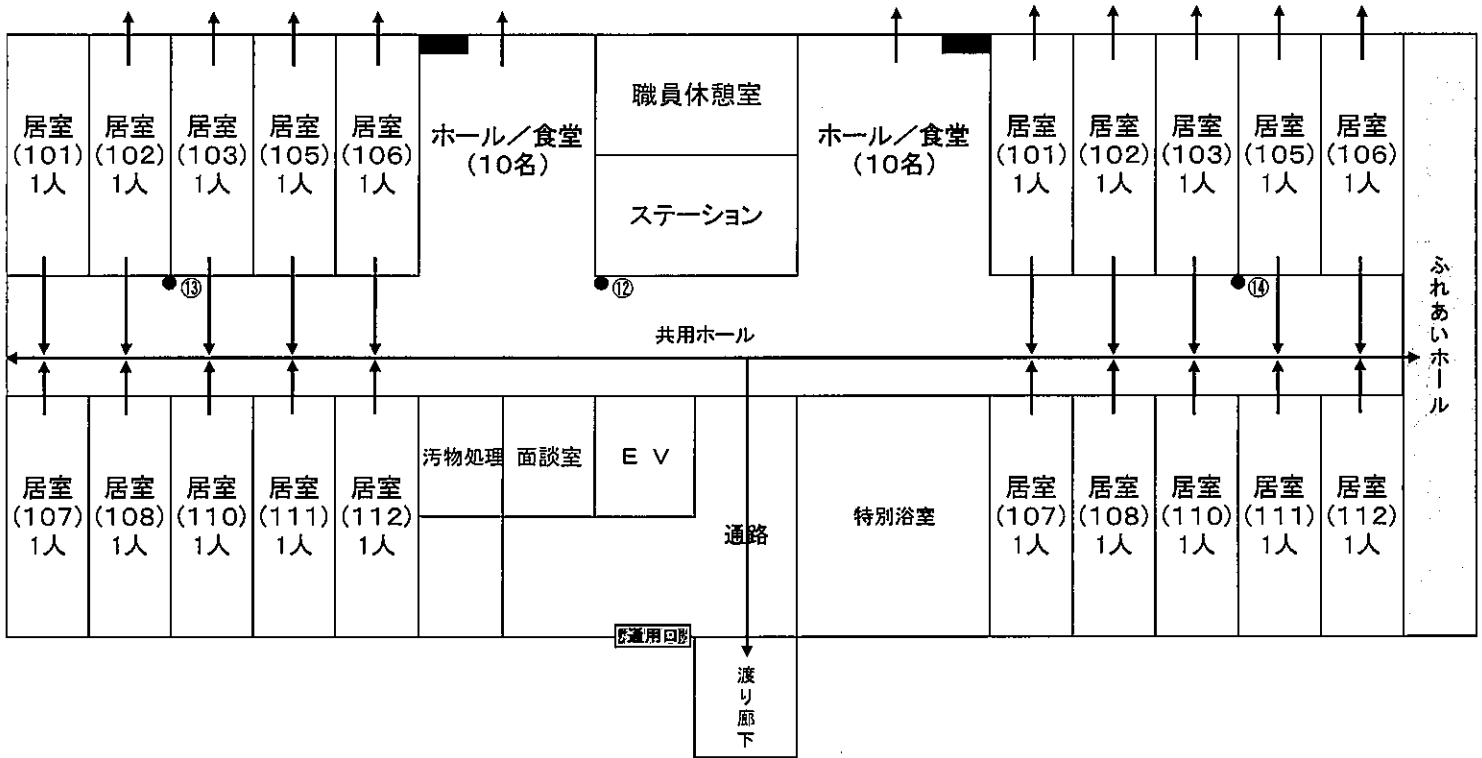
2 階(特養入所)50名



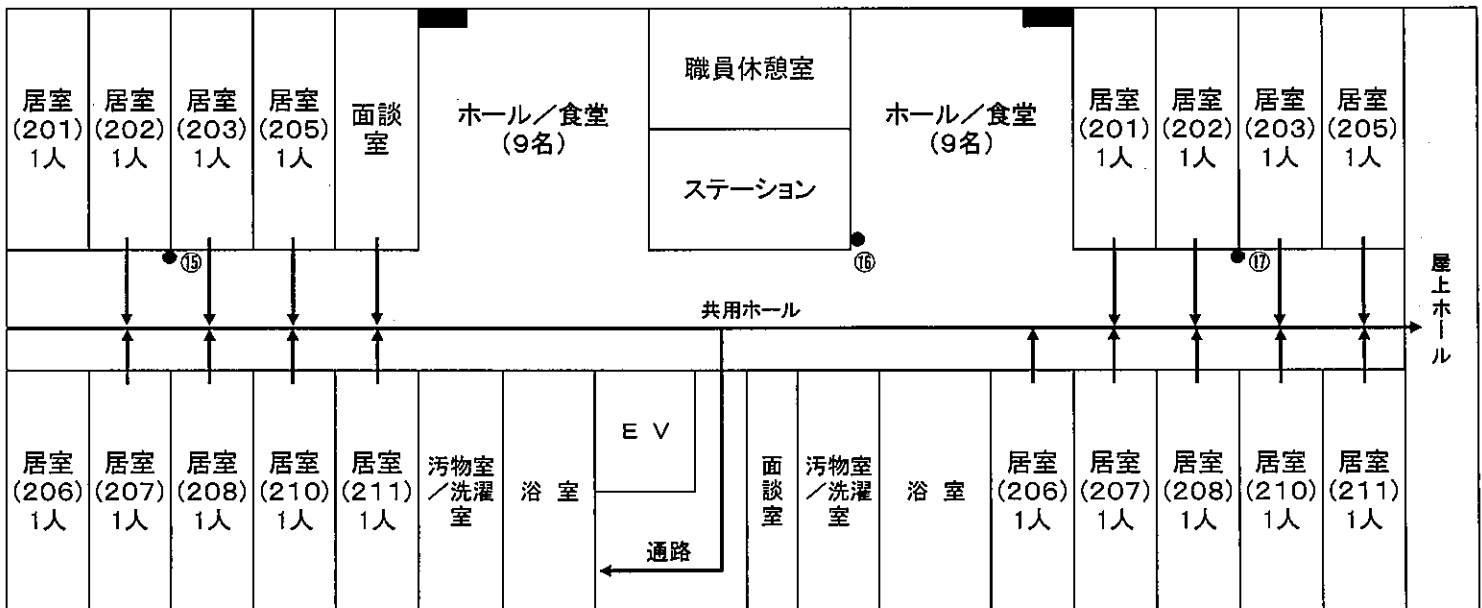
施設平面図 (ユニット部分)

避難経路 →
 消火栓 ■
 消火器 ●

1 階(ユニット型特養入所20名)



2 階(グループホーム絆)18名



【身体拘束の禁止について】

原則として入所者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

グループホーム絆入居サービスの提供に当たり、利用者に対し、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 社会福祉法人せんだん会

やすぎの郷

グループホーム絆

説明者氏名 _____ (印)

本書面により、事業所からグループホーム絆の入居サービスについての 重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人 住所 _____

氏 名 _____ (印)